

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の 修正案に係る意見募集結果について

令和6年能登半島地震や令和5年台風第7号の教訓、新たな知見等を踏まえ、本県の防災対策の充実強化を図るため、「鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）」（以下「地域防災計画」という）の令和6年度修正案を作成し、このたびパブリックコメントを実施しました。

1 パブリックコメントの概要

- 意見募集期間 7月25日（木）から8月7日（水）まで
- 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- 意見総数（応募者数）17件（2名）

2 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
1	<p>【津波の到達時間】</p> <p>「避難に使える時間の違いによる避難方法」に最大波の到達時間の記述があるが、最大波が来るまでに高い津波が来襲する可能性があり、最大波が来るまでに避難すれば良いとの誤った安心情報になりかねない。海面変動30cm到達時間の被害想定があり、せめてこの時間を記述すべき。能登半島地震で海底地滑りが発生し、想定した津波到達時間より早く津波が到達した地域があった。想定した津波到達時間より早く津波が到達するおそれがあると但し書きが必要。一刻も早く高台へ逃げる必要があることを認識させるべき。</p>	<p>津波発生のおそれがある場合には、危険地域からの一刻も早い避難が必要です。県地域防災計画でも、津波警報等が発せられたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することなどを記載しており、引き続き市町村と連携して住民への普及啓発に努めます。</p> <p>ご指摘の記述は、市町村職員、消防団員等の避難誘導を行う関係者の安全確保のため、避難誘導に係る行動ルールを定めるにあたり避難時間の目安として記載しているものですが、海面変動30cm到達時間についても併記します。</p>
2	<p>【避難所について】</p> <p>鳥取県が整備しようとしている「支え愛避難所」は、避難所ではなく、避難場所ではないか。支え愛避難所という表現は、「避難所」の本来の意味を誤解させる。</p>	<p>支え愛避難所については、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」において、以下のとおり定義しており、表現の変更は行いません。支え愛避難所は市町村が開設する避難所とは異なるものですが、被災者が滞在する施設として、同様の支援を行うこととしています。</p> <p>＜支え愛避難所の定義＞</p> <p>避難のために立ち退きを行った居住者、滞行者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であって、住民が自主的に設けるものをいう。</p>
3	<p>【支え愛避難所について】</p> <p>「支え愛避難所の開設状況の把握及び支援の実施」、「支え愛避難所等への物資備蓄」は、本来、地区防災計画を通して、住民からのボトムアップで決めるものではないか。しかし、県内の一部の自主防災組織の実態を見ると、町内会や自治会と同一組織であり、未加入者の意見が取り入れられていない恐れがある。自主防災</p>	<p>支え愛避難所については、市町村が開設する避難所単位で情報を集約し、避難所と同様の支援を実施することとしています。支え愛避難所への物資備蓄等については、地域の状況に応じたものとなるよう、市町村等と連携して進めます。</p>

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
	組織は、指定避難所ごとに組織し、避難所運営訓練をはじめ、地区防災計画を作成した上で、指定避難所をハブにして支え愛避難所（自主避難所）の開設状況の把握や、各地区に合った物資備蓄や共有を考えるべきではないか。	
4	【支え愛マップについて】 一部の市町村で、地域防災を「支え愛マップ」に集約し、社会福祉協議会に丸投げになっているのをやめてほしい。支え愛マップの作成に傾倒し、地区防災計画の作成が進んでいない。社会教育法第二十条に基づき、「市町村公民館の役割」の一つとして地域防災／防災教育を進め、地区防災計画の作成に繋げていくべき。防災意識を高めるだけでなく、防災知識を高める活動にシフトしてほしい。防災知識を高めることでデマも減少する。	地区防災計画は、地区居住者等が自発的に当該地区における防災活動に関する計画を作成し、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に定めることを提案できるもので、作成が義務付けられたものではありませんが、地域における支え愛マップづくりや公民館での防災教育の推進等も含め、引き続き市町村等と連携して、県民の防災意識の高揚や防災知識の向上を図ります。
5	【地区防災計画について】 地区防災計画は、町内会や自治会が作成する自主防災計画ではなく、町内会や自治会に未加入の人も対象に含まれる防災計画である。現状では、県民の多くが地区防災計画と自主防災計画の違いも理解していない。岡山県では、地区防災計画の作成推進のための協議会を県と全市町村で設置しているが、鳥取県でも同様の取組が必要ではないか。	本県では、県内全市町村と連携して、各地区住民が自ら作成する防災マップである「支え愛マップ」づくりを進めており、その中で地区の状況把握や避難訓練等も実施されるなど、地区防災計画と同様の効果が期待できることから、地区防災計画の作成については、市町村や自治会等の判断に委ねているところです。 なお、県地域防災計画では、「当該地区における自発的な防災活動に関する計画」として、地区防災計画が組織ではなく地区を対象とした計画である旨を記載しています。
6	【地域防災計画の住民説明会を】 県の地域防災計画の修正後に市町村の地域防災計画が修正された時は、県の担当者が市町村の担当者と帯同し、地域防災計画の住民説明会を行うことが、地区防災計画の作成への第一歩。避難情報は市町村が出すので、地区防災計画の作成は県や市町村が音頭をとらないと作成することはできない。	地区防災計画は、必ずしも県や市町村が主導しなければ作成できないものではありませんが、地域防災計画の修正等について市町村が住民説明会等を実施される際は、要望に応じて対応を検討します。
7	【鳥取県防災顧問について】 鳥取県防災顧問について、鳥取大学工学部の教授だけでなく、地域学部の教授も委嘱してほしい。現在、防災推進国民大会や地区防災計画学会などでは、防災を環境問題／観光振興／健康増進などとクロスオーバーしていき、地区同士の密着を進める方向性も指摘されている。その方向性は「煮えたら食おう」の県民性からも有効ではないか。	鳥取県防災顧問は、防災に関して専門的な立場からの指導及び助言を受け、迅速かつ的確な防災対策を実施することを目的に設置、委嘱しています。今後も必要に応じて専門的な知識や経験を有する方の委嘱を検討します。
8	【地域防災計画と地区防災計画と個別避難計画の関係】 内閣府主催の防災推進国民大会でも、個別避難計画は地区防災計画がないと実行が難しい	地区防災計画についての県の考え方は前述のとおりです。引き続き市町村等と連携し、地区防災計画や支え愛マップづくり、個別避難計

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
	<p>との意見が多く出ていた。他の都道府県でも、地区防災計画と個別避難計画の融合は必要と明言している自治体は多くある。災害対策基本法が改正され、地区防災計画制度がスタートして今年で10年になるが、内閣府防災白書によると、鳥取県内では市町村の地域防災計画に定められた地区防災計画の数は非常に少ない。</p>	<p>画作成を推進し、地域における要配慮者の避難に係る実行性の向上を図ります。</p>
9	<p>【支え愛という表現の使い方】 災害時に同居家族の避難や安全確認で手一杯の人もいるが、町内会や自治会が母体の自主防災組織では、支え愛を理由に同居家族より近所の高齢者の安否を優先しなくてはならない意識を生み出してしまうパターンリズムを感じる。生活環境が多様化し、コミュニティの形も変化し、高齢化も進んでいる中、若い世代に古い慣習を押し付ける町内会や自治会もあるのが現実ではないか。</p>	<p>災害時支え愛活動は、災害又は危機が発生した場合に、人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組であり、広く県民に趣旨をご理解いただき、適切な活動が行われるよう、引き続き普及啓発に努めます。</p>
10	<p>【夜間の避難について】 西日本豪雨では、夜20時を過ぎてから、町長自身の声で避難所への避難指示が出された。過日の山形での水害でも、夜暗くなってから避難所への避難指示が出され、浸水した道路を歩いて避難所へ避難したとの報道があった。夜間の避難は道路の凹凸も側溝も見えず、停電があれば暗闇の中を移動することになり、機器の故障による感電の心配もある。夜間の避難指示は、避難所に避難することだけを指示するのではなく、垂直避難の指示も考慮してほしい。</p>	<p>県地域防災計画では、夜間の避難は危険を伴うため、日没前に避難が完了できるよう早期の避難情報の発出に努めるとともに、やむを得ず夜間に発出する場合は、状況に応じて屋内での安全確保措置についても検討することとしています。</p> <p>引き続き市町村と連携し、災害時に迅速かつ的確な避難情報の発出が行われるよう努めます。</p>
11	<p>【全ての県立高校を指定避難所に】 指定避難所になっていない県立高校があるのは何故か。</p>	<p>指定避難所は、想定される災害による影響が比較的少ない場所にある等、法令で定める基準に適合する施設を市町村が指定することとされており、県立高等学校の立地状況等により指定が適当でない場合があります。県立高等学校の避難所指定について市町村から相談があれば、施設管理者との協議など適切な指定について支援します。</p>
12	<p>【鳥取県のSNSでの発信について】 2022年の防災推進国民大会は、隣の兵庫県で開催されたが、防災トリピーでは広報されなかった。防災研修の案内や後援、各種防災イベント、県内優良事例の紹介もない。県主催の防災イベントの前パブ、後パブくらいは投稿してほしい。</p> <p>また、鳥取県公式サイト上での地区防災計画の説明ページは、内閣府のページにリンクするのではなく、県の言葉で説明するべき。</p>	<p>防災フェスタなど県が主催する防災イベント等の情報については、より多くの方に参加いただけるよう、ホームページ、SNS等で発信しており、引き続き情報発信に努めます。</p> <p>地区防災計画に係るWEBページについては、より分かりやすいものとなるよう、適宜内容の充実を検討します。</p>
13	<p>【防災士の活用】 市町村別防災士数が非公開なのは何故か。防</p>	<p>防災士認証登録及び防災士登録台帳の管理</p>

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方等
	<p>災士の数は増えているのに地区防災計画の作成地区は少ない。防災士養成研修の内容は年度ごとに更新されているが、更新された差分の研修内容が防災リーダー研修に盛り込まれていない。鳥取市は独自に研修を開催しているが、八頭郡、岩美郡においては、近場での研修機会が少ない。</p>	<p>は日本防災士機構が行っており、市町村別の人数は公開されていません。地区防災計画については、前述のとおりです。地域防災リーダースキルアップ研修は、年1回、東中西部の持ち回りで開催しており、近年の災害の状況や知見、対策等を踏まえた研修内容としています。</p>
14	<p>【山崎断層帯】 被害想定対象地震に山崎断層帯を含めるべき。県の地域防災計画の被害想定対象地震に山崎断層帯が含まれていないため、市町村地域防災計画で山崎断層帯が軽視されている。山崎断層帯／那岐山断層帯は「今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する」となっているが、鳥取道や中国縦貫道への影響により、複合災害、物資の配送、ボランティアの受け入れなどに影響があることを考慮しなくていいのか。</p>	<p>鳥取県地震・津波被害想定検討調査（平成26～30年度）において、山崎断層帯を含め本県に大きな影響を与える可能性のある13断層について地震動予測等を行い、その中で県内においてより大きな被害の発生が想定される8断層を被害想定対象地震として被害予測を実施しています。山崎断層帯を被害想定対象地震に含めることについては、今後の被害想定の見直しの中で、新たな知見等も踏まえて検討します。</p>
15	<p>【市町村地域防災計画】 県は市町村地域防災計画について、必要な助言又は勧告をすることができると災害対策基本法第42条にあるが、県の地域防災計画の修正部分が市町村地域防災計画に反映されていない部分があるのではないのか。</p>	<p>市町村地域防災計画の修正時期等により、県地域防災計画の修正が反映されていない場合もあります。適時の計画修正について市町村に働きかけるなど、必要に応じて助言等を行います。</p>
16	<p>【避難所の生活、物資備蓄、食事面など】 市町村地域防災計画に地区防災計画が紐付けされている市町村が少ないため、住民の意見が計画に反映されているのかわかりにくい。</p>	<p>避難所運営等の防災対策の計画・実施にあたり、住民の理解・協力を得ることは重要と認識しています。市町村地域防災計画についても、適宜意見募集等が実施されていますので、ご意見をお寄せください。</p>
17	<p>【パブリックコメントの期間】 パブリックコメントの意見募集期間延長を提案する。膨大な資料を読み込むのに半月は短すぎる。中国他4県・兵庫県は基本募集期間は概ね1ヶ月。（防災計画関連を同時期に3つも出されると読み込みが大変）</p>	<p>意見募集の期間設定について、内容をご確認いただく時間をできるだけ確保するよう引き続き努めます。</p>